

7. 相談系サービス



7. 相談系サービス



目次

Agenda

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

(1) 計画相談支援・障害児相談支援（主な変更点）①

1. 基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

①支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加（※）した上で、**基本報酬を引き上げ**※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

②主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、**地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。**

(1) 計画相談支援・障害児相談支援（主な変更点）②



2. 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

① 医療等の多機関連携のための各種加算について、**加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加**（訪問看護事業所）、**算定回数などの評価の見直し**を行う。

② **支援体制加算**の拡充と見直し

医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を**更に評価**。

(1) 計画相談支援・障害児相談支援（主な変更点）③

3. 相談支援人材の確保及びICTの活用について

- ①機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「**相談支援員**」として配置可。
- ②居宅訪問が要件の加算について、**一部オンラインでの面接を可能**とする。

報酬改定については、兵庫県の集団指導において動画が配信
されますので、そちらも併せてご確認ください